

南陽市長 白 岩 孝 夫 様  
南陽市議会議長 舩 山 利 美 様

南陽市監査委員 青 木 勲  
南陽市監査委員 高 橋 篤

### 財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、社会福祉法人南陽市社会福祉協議会の財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

### 財政援助団体監査結果報告書

#### 1 監査の対象

社会福祉法人南陽市社会福祉協議会の次に掲げる令和4年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管課の事務の執行状況

|                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 令和4年度南陽市社会福祉協議会運営事業補助金      | 27,937,000 円 |
| (2) 令和4年度南陽市社会福祉協議会地域福祉振興活動交付金  | 6,116,000 円  |
| (3) 南陽市健康長寿センター・デイサービスセンター指定管理料 | 4,748,000 円  |

2 監査の期日 令和6年1月25日

3 準拠基準 南陽市監査基準

#### 4 監査の着眼点

- (1) 監査の対象の財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。
- (2) 所管課における監査の対象の財政援助団体等に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

#### 5 監査の方法

監査の対象団体及び所管課に資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

#### 6 監査の結果

##### (1) 監査の対象団体

上記財政的援助等に係る出納、その他関連する事務の執行については、所管課との齟齬は確認されず、おおむね良好と認められた。

##### (2) 所管課

上記財政的援助等に係る出納及び事務執行について、法令や条例及び指定管理の基本協定に即しており、おおむね良好と認められた。